

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊松山駐屯地
第 3 5 8 会計隊長 村上 浩司

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書をご承知の上、ご参加下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 松山 (6) 駐屯地構内道路整備 Ⅱ 2
- (2) 規 格 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 愛媛県松山市南梅本町乙 1 1 5
陸上自衛隊松山駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 令和 6 年度防衛省競争参加資格の「土木一式工事」D 等級以上であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者で未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (6) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

3 適用する契約条項等及び示す場所

- (1) 駐屯地標準契約の下記の条項を適用する。
 - ア 基本契約条項：建設工事請負契約条項
 - イ 特約条項：談合の不正防止に関する特約条項及び暴力団に関する特約条項
- (2) 仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、第358「会計隊契約班窓口においても配布する。
令和7年1月31日（金）～令和7年2月12日（水）
- (2) 入札関係書類の受領時、防衛省競争参加資格審査結果通知書の写を提出すること。（FAX可）

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札説明会：実施しない。
- (2) 入札場所：陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊契約班
- (3) 入札日時：令和7年2月12日（水）午前11時00分

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除 ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除 ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。契約金額が150万円を超える場合は、公共工事履行保証証券による（瑕疵担保特約（2年間）を付したものに限る。）を付すものとする。この場合は保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

6 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：総 額
- (2) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (1) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切捨てるものとする。）
- (4) 入札書とともに、入札金額の内訳を記載した工事費内訳明細書（様式随意）を提出すること。工事費内訳明細書を提出しない場合、又は提出された工事費内訳明細書の内容に不備（入札金額と工事費内訳明細書の総額の著しい相違等）がある場合は、原則として当該入札を無効とする。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条項に違反した入札

8 契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

9 その他

- (1) 落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。再度入札の場合は、別途連絡する。
- (2) 電話・電報・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代理人で入札する場合は、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)
- (4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得、建設工事に係る入札心得書は、第358会計隊で閲覧できる。また、中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。
- (5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いします。
- (6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒791-0245 愛媛県松山市南梅本町乙115

陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊 契約班 担当：井上（いのうえ）

TEL 089-975-0911内線(558) FAX 089-975-0099(直通)

(仕様書等に関する事項)

陸上自衛隊松山駐屯地 業務隊管理科 担当：今井（いまい）

TEL 089-975-0911内線(515)

本公告は、陸上自衛隊松山駐屯地 第358会計隊

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。



入札書

工事名（業務の名称）松山（6）駐屯地構内道路整備Ⅱ2

入札金額（税抜）：¥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和7年2月12日

陸上自衛隊松山駐屯地

第358会計隊長

村上 浩司 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

※内訳書を別途提出すること（様式随意）

令和7年2月 12日

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する一切の権
限を委任します。

記

工事名（業務の名称）松山（6）駐屯地構内道路整備#2

代理人使用印鑑

陸上自衛隊松山駐屯地

第358会計隊長

村上 浩司 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

[illegible]

松山（6）駐屯地構内道路整備 #2

工事件名	松山（６）駐屯地構内道路整備 Ⅱ					図番	面号	1/6
業務隊長	管理科長	営繕班長	管 財	施設管理			設 計	
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科								

一 般 仕 様 書

- 1 工事件名：松山（６）駐屯地構内道路整備 #2
- 2 工事場所：愛媛県松山市南梅本町乙 1 1 5 （陸上自衛隊松山駐屯地）
- 3 工事概要：駐屯地構内の道路舗装工事
- 4 工事期間：契約締結日～令和 7 年 3 月 3 1 日
- 5 一般事項
 - (1) 本工事は原則、本仕様書及び図面等に基づき作業を実施すること。
 - (2) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守し、作業の円滑なる進捗を図ると共に、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施すること。
 - (3) 請負者は施工にあたり、本仕様書あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。
 - (4) 請負者は施工にあたり、着工前・各工程・完成後及び監督官の指示する箇所をカラー撮影し A 4 版アルバムに整理し、1 部提出すること。
 - (5) 駐屯地内の電気・水は原則使用できない。ただし、監督官が認めた場合、その使用料を全額負担するものとする。
 - (6) 施工範囲以外の箇所に損傷を与えないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると共に、請負者の責任において、原形に復旧すること。
 - (7) 許可無く、施工場所及び指定された場所以外への立入りを禁ずるものとする。
 - (8) 工事現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な措置を施すと共に請負者の責任において管理すること。
 - (9) 発生材（金属屑・産業廃棄物）が生じた場合は、監督官の指示により、金属屑は監督官に引継ぎ、産業廃棄物については適正に処分を行い、産業廃棄物管理票（E 票）の写しを提出すること。
 - (10) 請負者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成し、監督官の了承を得た後に作業を実施すること。
 - (11) 仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。
 - (12) 作業時間は平日の 0 8 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0 とする。なお、平日以外に工事を実施する所要が発生した場合は、その都度監督官と協議すること。

- (13) 駐屯地内、工事関係車両の通行ルートの安全対策については、請負者の責任において十分管理することとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は土砂等の飛散物による粉塵等が発生しないように清掃すること。
- (14) 工事に際し設置又は既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (15) 本工事で使用する材料については、グリーン購入法適合品の使用に務め、全て新品とする。また、材料承認願と承認図を事前に提出して、監督官の承認を受けたものを使用すること。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 提出書類（各 2 部）

- (1) 工事工程表（着工前）
- (2) 工事日誌（着工日から竣工日まで）
- (3) 工事打合せ簿（必要都度）
- (4) 材料等搬入報告書（必要都度）
- (5) 現場代理人届・略歴書（着工前）
- (6) 下請負者設定通知書（着工前）
- (7) 材料等承認願い[納入仕様書・承認図等]（原則着工前）
- (8) 工事着工届（着工前）
- (9) 工事竣工届（工事完了後速やかに）
- (10) 発生材調書（撤去工事完了後）
- (11) 工事写真
- (12) 産業廃棄物管理票（産廃処分がある場合）
- (13) 産業廃棄物収集運搬処分委託契約書（産廃処分がある場合）
- (14) 石綿含有調査報告書（調査した場合）
- (15) 工事費内訳明細書（着工前）
- (16) その他指示された書類（必要都度）

7 完成検査

本工事の検査は、検査官の完成検査をもって検査合格とする。

工事件名	松山（６）駐屯地構内道路整備 #2		
図面名称	一般仕様書		
作成月日	令和 7 年 1 月 2 8 日	図面番号	2 / 6
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			

特記仕様書

- 1 松山（6）駐屯地構内道路整備 #2
- 2 工事場所：愛媛県松山市南梅本町乙 1 1 5 （陸上自衛隊松山駐屯地）
- 3 工事概要：駐屯地正門前の道路舗装路盤改良及びアスファルト舗装補修工事
- 4 特記事項

(1) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等についてはあくまで標準寸法であるため実際の作業に際しては現場での寸法、収まり等を優先する。

その際、寸法又は位置を変更し、これらによって数量等を幾分増減するなどの軽微な変更は監督官の指示に従うものとする。その場合において請負金額の増減、または工期の延長はしないものとする。

(2) 本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これらに類するものが、下記の何れか該当する場合には、入札への参加及び工事関係者として自衛隊施設への立ち入りは認めない。

ア 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者

イ 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

(3) 施工の際は、反対車線を通行する者の妨げにならないように配慮をすること。

(4) 舗装工事

ア 表層は開粒度アスファルト混合物を使用し、早強タイプのセメントミルクを浸透させること。

イ 基層は、再生粗粒度アスファルト混合物を使用し、プラント再生舗装技術指針に基づく再生粗粒度アスコン（20）を使用すること。

ウ アスファルト乳剤は、JIS A 2208（石油アスファルト乳剤）に適合するカチオン系乳剤を使用すること。

エ 加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督官が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、既に敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて、仕上げを完了させること。

オ 加熱アスファルト混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上とする。

カ 施工勾配は、既設道路に合わせるものとする。

- (5) 路盤工事

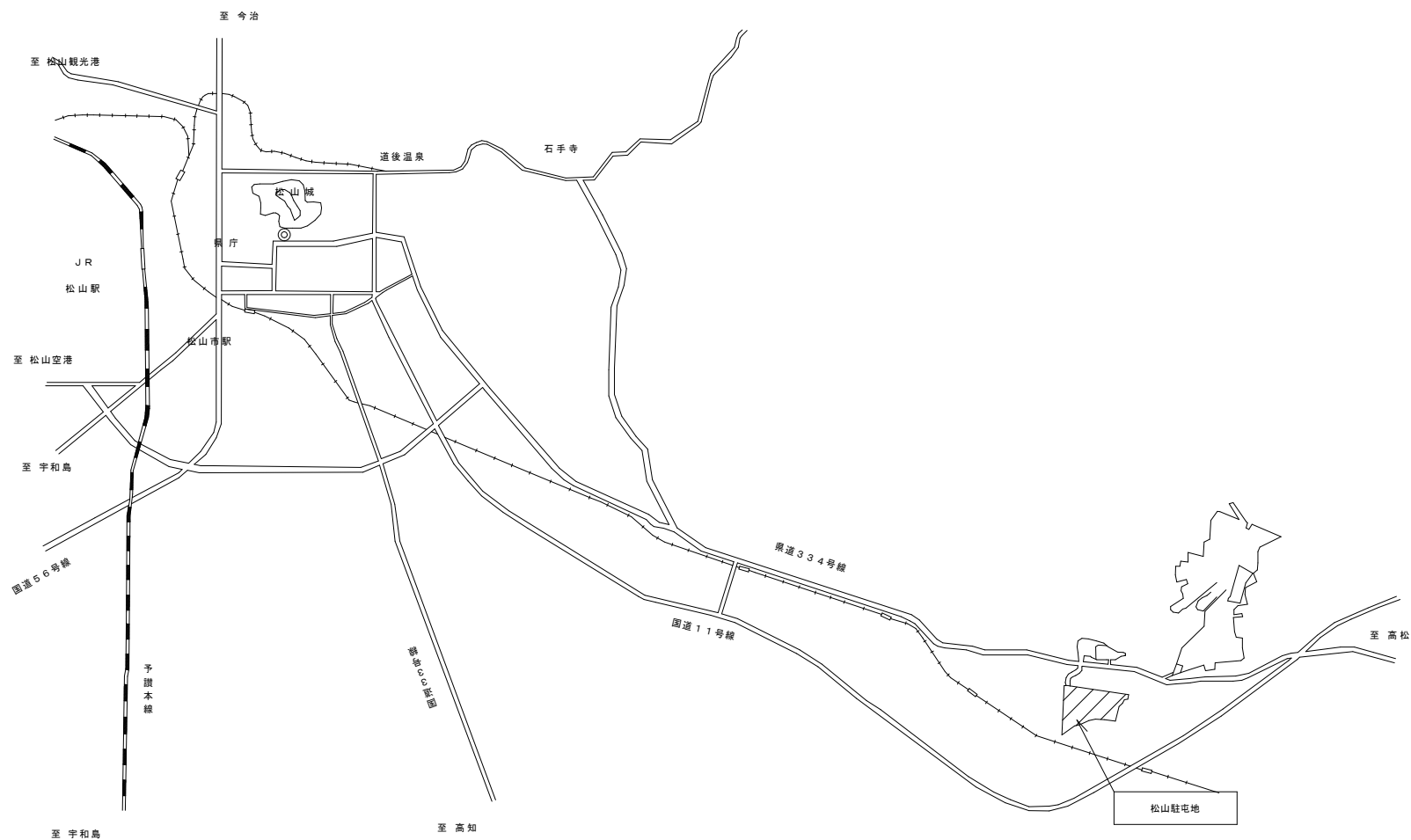
ア 路盤は、再生粒度調整碎石（RM-30）を使用すること。
- (6) 区画線工事

ア 区画線用塗料は、JIS K 5665（路面標示用塗料）の3種1号に適合するトラフィックペイント溶着型（白色）とする。

イ 塗料の路面への接着をより強固にするため、プライマーを路面に塗布すること。

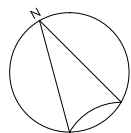
99.19

工事件名	松山（6）駐屯地構内道路整備 #2		
図面名称	特記仕様書		
作成月日	令和7年1月28日	図面番号	3/6
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			



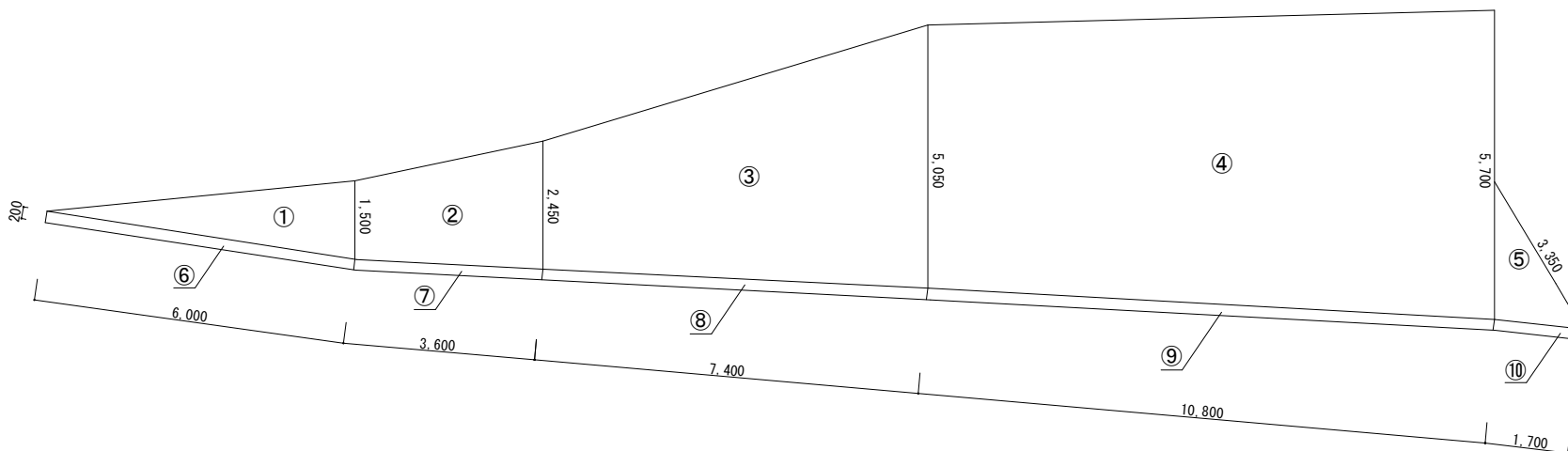
案内図 S=1:n

工事件名	松山（6）駐屯地構内道路整備 #2		
図面名称	案内図		
作成月日	令和7年1月28日	図面番号	4/6
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			



松山駐屯地配置図 S=1:2000

工事件名	松山（6）駐屯地構内道路整備 #2		
図面名称	配置図		
作成月日	令和7年1月28日	図面番号	5/6
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			



●道路舗装工

・舗装版切断

6.0m+3.6m+7.4m+10.8m+1.7m+0.2m+0.2m

計 29.9m

・舗装新設

①=4.21㎡ ②=7.11㎡ ③=27.75㎡ ④=58.05㎡ ⑤=2.17㎡

計 99.19㎡

・舗装補修

⑥=1.2㎡ ⑦=0.72㎡ ⑧=1.48㎡ ⑨=2.16㎡ ⑩=0.34㎡

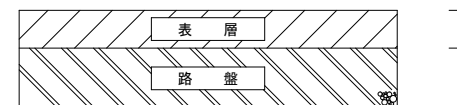
計 99.19㎡

●舗装構成

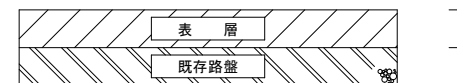
・表層：開粒度アスコン（13）

・路盤：再生粒度調整碎石（RM-25）

①～⑤



⑥～⑩



工事件名	松山（6）駐屯地構内道路整備 # 2		
図面名称	施工箇所路装展開図		
作成月日	令和7年1月28日	図面番号	6 / 6
陸上自衛隊松山駐屯地業務隊 管理科			